

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(協定等の略称) (省略)	(協定等の略称) (同左)
<u>第 1 章（第 1 部～第 4 部関連）</u>	<u>(新規)</u>
<u>1. EU 協定附属書 3－B 第 1517.90 号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」の產品について</u> EU 協定の附属書 3－B 第 1517.90 号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」に当たる產品は関税率表第 1517.90 号－2－(2)「その他のもの」に当たる產品をいう。	<u>(新規)</u>
<u>2. EU 協定附属書 3－B 中、生産において使用する材料について関税率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について</u> EU 協定の附属書 3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第 7 類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第 7 類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第 7 類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。	<u>(新規)</u>
<u>第 2 章（第 11 部関連）</u>	<u>(新規)</u>
1.～3. (省略)	1.～3. (同左)
4. EU 協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第 11 部における許容限度について	4. EU 協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第 11 部における許容限度について
EU 協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりであるので留意ありたい。 (1) 注釈 8 第 1 項中「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈 8 第 1 項を適用	EU 協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりであるので留意ありたい。 (1) 注釈 8－1 中「裏地及び芯地を除く。」とは、裏地及び芯地は原産材

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、価格ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(4) EU 協定の附属書 3－A 注釈 7 に規定する「二以上の基本的な紡織用纖維を含む产品」とは、产品全体で 2 種類以上の紡織用纖維を含む产品のことであり、複数の生地を使用している产品について、生地毎に 2 種類以上の紡織用纖維を含んでいい必要はない。</p> <p>(5) 注釈 8 第 3 項は、「附属書 3－B に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」と規定しているが、この場合、品目別規則第 11 部の纖維及び纖維製品について、<u>非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）</u>により付加価値基準を算出する際には、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含む。</p>	<p>料でなければならないことを意味する。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p>
	<p>(4) 注釈 8－3 は、「附属書 3－B に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」と規定しているが、この場合、品目別規則第 11 部の纖維及び纖維製品について、<u>MaxNOM 方式</u>により付加価値基準を算出する際には、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含む。</p>
<p><u>6. EU 協定附属書 3－A 注釈 6(d)における「なせん（独立の作業）」について</u></p> <p>EU 協定の附属書 3－A 注釈 6(d)における「なせん（独立の作業）」において使用される非原産材料の価格の計算については、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価格についても考慮する。当該取扱いは、<u>非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）</u>においても最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）においても同様のものである。</p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>第 3 章（その他の原産地基準等関連）</u></p> <p><u>1. 貨物の輸送又は一時蔵置時に原産品と非原産品を混合した場合の取扱いについて</u></p> <p>(1) 各経済連携協定における原産品として輸入申告される貨物については、積送基準の充足の観点から、原則として原産地証明書又は原産品申</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財閥第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
告書上に記載された貨物との同一性を維持しなければならない。	
<p>(2) ただし、貨物の輸送又は一時蔵置上の都合等（以下、「貨物の輸送等」）により原産品と非原産品を混合した場合には、以下のすべてを満たすことを条件として、上記(1)の同一性は維持されているものとみなす。</p> <p>イ 混合した原産品と非原産品が代替性のある同一貨物（成分・品質等において同等のものであり、商慣習上同一のものとして取引・輸送されるバルク貨物等）であること。</p> <p>ロ 貨物の輸送等において混合以外の特段の作業が行われていないこと。</p>	
<p>(3) なお、輸入申告の際に原産品として認める数量は、上記混合時に投入した原産品の数量が上限となることから留意すること。</p>	
<p>2. EU 協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈 3 第 3 項の規定について</p> <p>EU 協定の附属書 3－A 注釈 3 第 3 項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。</p> <p>同協定附属書 3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」の場合、製織するが出来ない非原産材料（メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等）については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。</p>	<p>（新規）</p> <p>（以上）</p>